

第198回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 一般家庭水利用実態調査等業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【介護保険に係る要介護認定事務 全項目評価書 (再評価)】</p> <p>(3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【予防接種法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書 (再実施)】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア ハマチョコドンッ！横浜市場直送店登録制度 イ 「新しい生活様式」普及推進事業 感染症対策宣言ステッカー関連事務 ウ 産後母子ケア事業 エ 自殺相談支援実績管理事務</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 YCANサポートセンター応対管理システムの利用</p> <p>(3) 広報を目的とした写真や映像による作品制作及び展示業務委託についての報告 令和4年 中区消防出初式映像作成</p> <p>(4) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告 C型肝炎訴訟に係るカルテ確認作業委託に伴うマイクロフィルムの電子データ化業務委託</p> <p>(5) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告 産後母子ケア事業利用状況確認事務</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (3件)</p> <p>(7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (67件)</p> <p>(8) 個人情報ファイル簿変更届出書 (11件)</p> <p>(9) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (4件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告 (令和4年2月19日～令和4年3月16日)</p> <p>(2) 法改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について</p> <p>(3) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和4年3月23日 (水) 午後2時～午後5時</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと6・7</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、土井委員、三品委員、吉田</p>

	委員（加島委員以外の委員は全員WEB会議により参加）
欠席者	永井委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)から(3)までについて、承認する。 ・ 報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】 (事務局) それでは、ただいまから第198回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。 審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。 本日は、永井委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、大谷委員からは30分ほど遅れる旨の御連絡をいただいておりますが、ほか7名の委員には御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。 それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。 (中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。 本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。 (各委員) <異議なし> (中村会長) それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認 (中村会長) それでは、議事に入ります。 はじめに、第197回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等がございますでしょうか。 特に御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。 (各委員) <異議なし> (中村会長) それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項 (1) 【案件1】一般家庭水利用実態調査等業務委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。） (中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。 最初に案件1「一般家庭水利用実態調査等業務委託について」の御説明をお願いいたします。 (事務局) <所管課及び審議事項について説明> (所管課) <資料に基づき説明> (中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。 (鈴木委員) 調査機器のイメージがわかりません。調査機器の中に個人情報のデータ</p>

が残ってしまうことはないのですか。

(所管課) 調査機器は蛇口の震動を感知する機器で、それを台所やお風呂に設置します。各家庭で水を使用した際に、どのくらいの時間水が流れていたかを計測し、そのデータを記録します。個人情報が残るものではありません。

(土井委員) 3ページの「2 事務全体の概要」の下にある「キ 調査に係る事務の流れ」の(ウ)の「グループ」とは、どのような基準で分けるのですか。

(所管課) 調査機器は全部で13個あり、1回で13世帯の調査を行います。それを8回繰り返します。

(土井委員) 住所や年齢層でグループ分けするのではなく、機器の数ですね。

(所管課) はい。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2)【案件2】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【介護保険に係る要介護認定事務 全項目評価書(再評価)】

(中村会長) 次に、案件2「「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【介護保険に係る要介護認定事務 全項目評価書(再評価)】」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 特定個人情報保護評価書の10ページ「II 特定個人情報ファイルの概要」の「② 対象となる本人の数」の説明で、「生活保護の制度の関係で対象人数が200万人以上になった」とありました。もう少し詳しく説明してください。

(所管課) 対象者が200万人になったということではなく、生活保護の2号扶助制度により、その可能性もあるということです。全員が生活保護を受けるわけではありませんが、範囲を広げました。

(板垣委員) 生活保護の2号扶助の場合、介護保険が適用になるからということですか。

(所管課) そうです。

(中村会長) ほかになにかございますか。附帯意見とすべき御意見はなかったと思いますので、附帯意見は特にないということで、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【予防接種法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書（再実施）】

(中村会長) 次に、案件3「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【予防接種法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書（再実施）】の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) 特定個人情報保護評価書の34ページの「5 特定個人情報の提供・移転」の「リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク」の「特定個人情報の提供・移転の記録」で、「記録を残している」等の記載が幾つかありますが、その幾つか下の記載欄で、最終的に「リスクへの対策は十分か」というところは空欄になっています。何か事情があって空欄にしているのですか。

(所管課) 申し訳ありません。「十分である」という回答になります。

(中村会長) 今の3つ上の「特定個人情報の提供・移転に関するルール」も空欄になっていますが、ここも記載しますか。

(所管課) VRSの仕組みについてはデジタル庁から提供されていて、国からルールが示されて評価していますので、状況を確認して回答します。

(中村会長) ほかに何かございますでしょうか。附帯意見とすべき御意見はなかったと思えますので、附帯意見は特にないということで、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

4 その他

(2) 法改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について

(中村会長) それでは次に、順番が前後しますが、先に「4 その他」の(2)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ありがとうございます。改正個人情報保護法について、来年度の4月から地方公共団体が対象になるため、横浜市として条例の改正を検討していて、この審議会委員の皆さんの意見を聞きたいということだと思えます。この審議会自体の役割をどう考えていくかの問題も含まれていますので、真剣に検討していく必要があります。

皆さんの意見を聞く前に、ここに至った経緯を説明しておくほうが分かりや

すいと思います。今でこそ個人情報保護法を定めていることは当然のように思うかもしれませんが、現行の個人情報保護法が制定・公布されたのは平成15年で、かなり新しい法律です。

横浜市の個人情報保護条例は平成12年に公布されていて、各地方公共団体の個人情報保護法制のほうが国の法律よりも先行しています。個々の地方公共団体がそれぞれ創意工夫を凝らして個人情報の保護を行ってきて、ようやく平成15年になって国が個人情報保護法等を制定します。

この時点の国の考えでは、民間における個人情報保護に関する規律と国の行政機関等における規律とは、おのずと異なるものだということでした。民間事業者等を対象とする個人情報保護法と国の行政機関等を対象とする個人情報保護法、独立行政法人等の個人情報保護法というように法律を分けて設定していました。

更に言うと、先行している各地方公共団体における条例も、その地方公共団体の機関に関して定められていました。

ところが近年、行政機関が持っている情報をもっと活用したいという要請が民間事業者から特に出てきていて、データ利活用を充実させる傾向が強くなってきました。その観点から見ると、特に地方公共団体は個人情報保護について条例を定めているのですが、これは2,000個問題と言われ、それぞれ定義も違っています。横浜市は非常に個人情報保護についての体制がしっかりしているとは思いますが、なかなか人的資源を割けない町村になってくると、保護水準がかなり低いと思われる条例がないわけではありません。

そのような中で、地方公共団体における個人情報保護についても国が統一的な法律で規律することにより、データの流通をよくしていくということで、今回、個人情報保護法改正という形で一つにまとめ、来年度からは地方公共団体にも適用されていく状況にあります。問題としては、個人情報の保護と情報の流通・利活用のバランスをどう取っていくのかが中心的な課題なのだと思います。

ただ、今回事前にもらった資料の国の個人情報保護委員会の考え方を見ると、「これから法律も統一的なものができて、個人情報保護に関する公権的解釈は国が一手に担ってやるので、地方公共団体はあまり勝手なことをしないでくれ」というスタンスに立っていて、最初から「そのようなことは許さない」というような書きぶりになっています。

これに対しては、やはり地方公共団体からも困惑する意見もそれなりに出されていて、日本弁護士連合会は、やはり地方公共団体における個人情報保護が画一化することを懸念し、従前、各地方公共団体が色々と工夫して個人情報保護のレベルを上げているのにそれに反するものだということで、もう少し慎重に検討するようにとの意見を出しています。

その中で今回、横浜市では事務局が頑張っていて、どの辺りでバランスを取るかを工夫してとりあえずのたたき台を出し、それがこの体制骨子案になっているのだと思います。そのような背景の下で、我々としてどう考えていくかということになるので、ここからは皆さんの自由な意見を言ってもらいたいと思います。正式な諮問が5月に出され、それ以降、答申まで何回か議論することはあるかと思いますが、答申の段階で色々な意見が出てくるとまとめるのが大変に

なってしまうので、とりあえず何でも構いませんので、諮問が出る前に色々な御意見を聞いておきたいと思います。項目ごとでなく、ランダムで問題ありませんので、御意見をいただきたいと思います。

(吉田委員) 新個人情報保護法の「ファイル」という概念がよく分かりません。横浜市の部局ごとに作成し、その中に誰かに関する情報が入っているのですか。ほかの部局がそれを目的外利用などで使いたい場合は「使いますよ」と言って使用し、使わなくなったら「廃止」として捨てるのですか。それとも、「使用中止します」と言って、元のファイルはそのまま保管されるのですか。

また、国の機関でも国税庁や総務省もファイルを持っているのでしょうか。

(事務局) 個人情報ファイルというのは、法律の第 60 条に定義の規定があります。個人情報のデータベース全体を「個人情報ファイル」としていて、基本的には電磁的記録でデータベース化されているものです。紙媒体の情報であっても検索性が確保されていて、必要に応じて必要な情報が検索できるような仕組みで整理されているもの全体を「個人情報ファイル」と定義しています。

(吉田委員) それはある特定の人についての情報ではなく、何人かの情報がそこに入っているのですか。

(事務局) そうです。1,000 人以上の個人情報がデータベースで整理されているものを個人情報ファイル簿に登録しなければならない規定になっています。

(吉田委員) それ以下は登録されないのですか。

(事務局) 1,000 人以下のデータベースはファイル簿に記載する必要がありませんので、「このようなファイルがある」ということが公にされることはありません。このような制限があるので、そもそもデータベース化されておらず、検索性のある形になっていない散在情報として、どのような個人情報を持っているかは個人情報ファイル簿とは別に個人情報を取り扱う事務開始届でカバーします。二重管理のようで面倒ですが、現行条例でも行われており、今後もそのような形にしようと考えています。

(吉田委員) 廃止や廃棄について、個人情報ファイルは使用中止の扱いですか。

(事務局) 廃棄は個人情報ファイルではなく「保有個人情報」の概念で、個人情報が含まれる行政文書ということです。

(吉田委員) どのような運用なのか、今一つイメージがわかりません。

(事務局) 恐らく、個人情報ファイル簿は、民間事業者が匿名加工して情報を提供してほしいときに、その対象となる個人情報ファイルを探せるように、行政機関が公にするためのものではないかと思います。

(吉田委員) 「このようなファイルの情報を匿名加工すれば使える」という意味ですか。

(事務局) はい、匿名加工として要望があれば審査のうえ、提供するというリストです。それが個人情報ファイル簿だと思います。

(吉田委員) なるほど、数が多いですね。わかりました。

(板垣委員) そもそも論として、今回の個人情報保護法改正は、国の個人情報保護委員会で運用を一元化するという目的があり、各地方公共団体が条例で独自の取扱いをする余地があまり認められていません。

先ほど出てきた条例要配慮個人情報も、定めたところであまり色々「特別な取扱いをしてはいけない」という感じで、あまり意味を持たせてはいけないこ

とになっていますので、そもそも規定しないという方針も十分あり得ます。

事務開始届は、現行の条例でこれまで適切な運用がされているので、同じようなものをつくるのはいいのではないかと思います。

本人収集の原則は、EUのGDPRの辺りとの関係だと思います。なるべく本人から情報を収集するに越したことはないので、条例で規定するのは、法令と条例の矛盾や抵触を回避し、なるべく個人の権利利益を守るギリギリのバランスを図った運用として、努力義務を設けるという案がいいかと思います。

「人種、信条、社会的身分」というのも、新個人情報保護法では保護の水準が下がるようなところがあるので、やはりこれは条例で上乗せ的な規定を設けておくのがよいかと思います。

是正の申出は、使われていないのであれば廃止もやむを得ないと思います。
(中村会長)「条例改正に伴う意見交換事項」の「2 条例で定めることが改正法上許容されている事項」の9ページの「(1) 条例要配慮個人情報について」の事務局案で、「条例要配慮個人情報は、規定しない」のところの一番下から2行目に「性的指向や性自認の情報は、原則本人から収集することを努力義務とする規定を新保護条例に設けることにより保護措置を図る」とあります。これは、一般的に個人情報の本人収集を努力義務とする中で、この性自認等の情報も保護していくという趣旨で、特別な規定を設けるわけではないですね。

(事務局) そのとおりです。

(吉田委員) 地方公共団体が要配慮個人情報を特に規定する場合の具体例はありますか。

(事務局) 国からは特に例示はありません。他の地方公共団体で議論されているのはLGBTの話を知っています。ほかには生活保護の受給情報などがあります。

(吉田委員) その地域独特の何かということでもないのですか。

(事務局) その地方公共団体で特にこれまで意識して取り組んできたようなところかとは思いますが。

(中村会長) 例えば、被差別部落のようなものはどうなのですか。

(吉田委員) 私もそれは思い浮かべました。

(事務局) 大阪のほうで部落差別の条例が独自に定められていて、それが条例要配慮個人情報に当たる例かと思えます。

(板垣委員) 例えば、北海道ならアイヌ民族がどうかということはあるかもしれませんが、そこは人種に当てはめると思えます。同じように、部落差別は社会的身分に当てはまるのではないのでしょうか。吉田委員が今言っているのは、この手の人権に関わることは割と普遍的だから、地域によって配慮すべきものはそれほど違わないのではないかということですかね。

(吉田委員) それも分かりますが、逆に抜け落ちていてうまくカバーできないものがあるのかなと思って聞きました。

(板垣委員)「その他本人に関する不当な差別、偏見、その他不利益が生じないように」というバスケット条項があるので、私はそういうものはあまりないと理解しています。

(事務局) 今の一般条項について、法令上はないと思います。「政令で定める」ということになっていて、政令で列挙してある事項だけを要配慮個人情報とする

つくりになっています。

(吉田委員) バスケット条項ではなく、何か抜け落ちていると思ったら各地方公共団体でつくれということで、念のために置いてあるという感じでしょうか。

(板垣委員) そうだと思います。

(加島委員) 条例改正のスケジュールによると、4月に国からガイドラインが示されるそうですが、予定どおり出ますか。

(事務局) 遅れるという情報もなく、個人情報保護委員会は条例改正のスケジュールをにらんで、どうしても早く出す必要があるという認識なので、恐らく出ると思います。2月いっぱいまでパブリックコメントがなされていて、もうパブリックコメント案が出ているので、意見を整理しています。

(加島委員) 条例案に対するパブリックコメントですか。

(事務局) 国のガイドライン案です。本日の資料には付けていません。

(加島委員) 1月に出ている行政機関等編のガイドラインはどこのものですか。

(事務局) 国です。それが今年4月1日施行分で、デジタル社会形成整備法第50条改正部分です。

(加島委員) 4月に国から出るのは、地方公共団体分がこのような形で出ることですか。

(事務局) そうです。今年の4月1日に施行されるガイドラインから更に地方公共団体の部分を付加したものが2月にパブリックコメントの案として提示されていました。

(加島委員) それに沿って例えばまた改正後の個人情報保護法第69第2項で、第三者提供の関係についての具体的なものは載っていましたか。

(事務局) いいえ、載っていません。これまでの検討過程から補足すると、昨年6月に個人情報保護委員会から色々なことが許容されないという見解が示され、例えば「審議会で典型的に諮ることは許されない」というようなことがいわれました。「国がガイドライン等を示すので、それに従うことで必要なくなる」という説明がなされていたと思います。そのガイドラインの案が出てから具体的な検討をしなければならないと思っていましたが、11月に地方公共団体向けの説明会が開かれ、そこでガイドライン案の11月暫定版が示されました。更に1月にパブリックコメント版の案が示されています。それを見ても、審議会で意見を聴くことの代わりになるような安全策は特段何も示されていないと思われましたので、法律への抵触を避けた何らかの形で、そのような手続を残さないとかかなり危ういことになりそうだと考え、この骨子案をまとめました。

(加島委員) 国の案は見えていませんが、多分そうだろうなと思いました。法律に抵触しない範囲で必ず行ったほうがいいです。

(三品委員) 今回の事務局の案の基本的なコンセプトとしては、現在やっている個人情報保護のレベルを落とさないということだと思います。方向性としては賛成するところです。

1点だけ現状から後退するのは、恐らく是正の申出の制度をなくすことだと思います。なくす必要性についてもよく理解できる場所ではありますが、色々な人の理解をちゃんと得るためには代替措置が十分なことが必要です。

広聴制度とはどのような制度でしょうか。

(事務局) 横浜市をはじめ色々な自治体で行われています。市民からの意見を個別に聞いて、担当する部署が責任を持って答えていく制度です。施策反映を見越した意見や苦情を含めて様々なものがあります。是正で出されている内容については、この意見として聞いて対応していけるものと考えています。

(三品委員) 制度として条例の根拠はありますか。

(事務局) 要綱レベルの制度で、「市民からの提案」として受けたものに、原則として受付日の翌日から起算して10開庁日目までに所管部署が回答します。その回答したものは本人の了解を得た上で、どのような意見が来てどう回答したかを市のホームページ上で公開します。

(三品委員) もともとの制度で考えていたのは、「自分の個人情報の内容が明らかにおかしいので、直してくれ」という申し出がなされて、それへの対応いかんみたいな話だと思います。代替措置としては、個人情報を保有していると思われる部署に対し、市民から「自分の情報が間違っ保存されているのではないか」とか、「利活用されているのではないか」という話があり、それについて担当部局でしかるべく対応することになるのかなと思います。その点で、ホームページ上で公開すると個人情報保護との関係でトラブルが起こるかもしれないので、本人の了解が必要という話だとは思いますが。

(中村会長) 全国的に見て、この是正の申出の制度は横浜市独特のものですか。

(事務局) 調べたわけではありませんが、独自の制度だと思います。

(中村会長) かなり保護のレベルが高いものだと思いますが、実際の運用自体が市民の人の不満を吸収するような形で運用されているのではないのでしょうか。私も委員になってから何回か是正の申し出がありましたが、そのような運用になっているので、これを今後は受けないようにしてもいいのではないかという判断でしょうか。

(事務局) はい、そうです。

(鈴木委員) 最初に会長が説明したように、個人情報保護委員会の考え方が「地方公共団体レベルで勝手に決めるのは許容しない」というもので、読んでいて驚きました。全体的にそうなってしまっているの、その範囲でどうやっていこうかというところだと思います。

とにかく法律に従ってということなので、市内部の管理体制をどのように構築していくのが重要だと思います。今提示されている案では、一応審議会があって意見を聴くことができる規定にしてみらうのが一つの考え方としてはあるのかなと思います。それが審議会である必要があるかどうかは分かりませんが、どう建付けをつくっていくのかというところです。

事後的なモニタリングを市の中でどうやっていくのかも含めてかと思えます。第三者評価委員会の中で見ていくイメージでしょうか。

あとは、例えば本人外収集や要配慮個人情報など、市民からすると気になる部分があるが、この法律の範疇に移行することによって危うくなってしまうことがないようにしておかないといけないと思います。データの流通を阻害しない範囲で、今出してもらっている案でよく検討されているのだなという感想です。

まだ理解が深まっていないので、今日の話の踏まえて考えてみたいと思えます。

(事務局) ありがとうございます。

(中村会長) 国の個人情報保護委員会が規律の統一を強く言うのは、個人情報保護とデータ流通のバランスを考えてのことなのですが、データ流通を更によくするほうに少し傾いているという感じがします。

ただ、住民の個人情報を直接取得する地方公共団体からすると、何かあったときに文句を言われるのは地方公共団体なので、個人情報保護は住民目線で考えなければならないところもあります。「そのバランスもうまく考えてくれ」ということで、そのような悩みがあると思います。バランスを取ることは誰もあり反対はしないと思うので、どのようなバランスの取り方かということですね。今回、私が条例の改正案を見たところでは、事務局は非常によく考えたなという感想です。

(大谷委員) 事務局の資料を見て、本当に苦肉の策だと思いました。これまでの横浜市の個人情報保護体制の後退を防ぎながら、国のガイドラインにも従っていくスタンスで作っているなと思います。

これが個人情報保護委員会で受け入れ可能かは、かなりギリギリの線で苦しいところもあります。私自身も「こういうやり方があるのだな」と、目からうろこの部分がありました。

要配慮個人情報のところで何か定めるのではなく、その外側で定めていくやり方については、「こういう解決策もあるのだな」と思いました。実際の運用というよりは、どちらかというと、横浜市の機関やそれぞれの部署に対する歯止めや住民との信頼関係の確保に主眼のある仕組みだと思います。その趣旨がうまく未来の市職員に共有されることが非常に大切です。

私自身もこの個人情報保護法改正の原案をつくるときに関与しました。横浜市のようにしっかりしているところばかりではなく、むしろナショナルミニマムとして空白地帯を引き上げる狙いも大きくあったといえるかと思います。その上で必要なデータ流通、特にコロナ禍で住民の健康情報などをうまく活用しながら、新薬や新たな治療方法など、新型コロナウイルスの問題に立ち向かっていくために必要なデータの活用ができず、「審議会が駄目なのです」という話がありました。本当に審議会が駄目だったわけではなく、市の担当者が色々大変な中で審議会に諮る時間が確保できず、困って言い訳に使われたのではないかと思います。それで審議会がすっかり悪者にされたということもありました。

確かに人材難もあります。自治体によっては必要な専門的なノウハウを持っている人材を集めることも難しいです。審議会で得られた知見を実際の医療で生かしていくことも難しいという苦勞を踏まえて今の形があります。それでもなお、市民のために何かできるかを探るとこのような形になるのかなと思います。大変私も勉強させていただきました。

立法経緯については、もちろん質問してもらえれば可能な限り回答できるかと思います。それぞれの人の思惑を色々な方向に引っ張り合った結果ここに落ち着きました。データ流通重視という思惑の人もたくさんいますが、それだけに引きずられたわけでもないということを知ってもらえれば有り難いです。

(中村会長) ほかにいかがでしょうか。ここでとりあえずの意見交換は終了して、4月の臨時会を開かないとすると、次回は5月になりますが、5月に諮問でいいでしょうか。それとも、もう1回資料を読み込んだ上で4月に意見交換の臨

時会を開いたほうがいいでしょうか。もう少し読み込んで、やはりもう1回考えてみたい人はどのぐらいいますか。

(各委員) <意見なし>

(中村会長) では、この件については、とりあえず意見が出たということで、これを踏まえて次に諮問を出し、その中で議論していきます。4月の臨時会の開催は見送りたいと思います。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア ハマチョコドンッ！横浜市場直送店登録制度

イ 「新しい生活様式」普及推進事業 感染症対策宣言ステッカー関連事務

ウ 産後母子ケア事業

エ 自殺相談支援実績管理事務

(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

YCANサポートセンター対応管理システムの利用

(3) 広報を目的とした写真や映像による作品制作及び展示業務委託についての報告

令和4年 中区消防出初式映像作成

(4) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告

C型肝炎訴訟に係るカルテ確認作業委託に伴うマイクロフィルムの電子データ化業務委託

(5) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告

産後母子ケア事業利用状況確認事務

(6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (3件)

(7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (67件)

(8) 個人情報ファイル簿変更届出書 (11件)

(9) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (4件)

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告 (令和4年2月19日～令和4年3月16日)

(3) その他

(中村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

	<p>(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。 御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するということよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは了承いたします。 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思っております。 次回の日程でございますが、5月25日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。 後日、御連絡を差し上げますが、よろしく願いいたします。 事務局からは以上でございます。 本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。 【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 第198回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第198回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項 次回は令和4年5月25日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和4年5月25日第199回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規